

令和 6 年

第 2 回 農業委員会全員協議会 議事録

(令和 6 年 5 月 27 日 開催)

武藏野市農業委員会

令和 6 年第 2 回農業委員会全員協議会 議事録

1 日時 令和 6 年 5 月 27 日（月曜日）午前 9 時 30 分

2 場所 武藏野市役所西棟 8 階 812 会議室

3 協議・報告事項

- (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- (2) 令和 5 年度最適化活動の点検・評価及び令和 5 年度農業委員会活動の実績報告について
- (3) 夏野菜品評会について
- (4) 農産物品評会について
- (5) 生産緑地追加指定のための営農証明の申請受付について
- (6) 新規就業者奨励賞候補者について
- (7) 内田農業振興会農業功労者表彰候補者について
- (8) 行政視察の実施時期等について
- (9) その他 会議等日程

4 出席委員

1 番	榎本一宏	君	2 番	後藤幸治	君
3 番	森田茂紀	君	4 番	松本正人	君
5 番	北沢俊春	君	6 番	下田誠一	君
7 番	榎本英明	君	8 番	土屋美恵子	君
9 番	中村健二	君	10 番	大谷壽子	君
11 番	高橋栄治	君	12 番	吉野憲二	君
13 番	坂本和人	君	14 番	櫻井義則	君

5 欠席委員 なし

6 委員以外の出席者 なし

7 事務に従事した職員

局長	小池鉄哉	君
課長補佐	合田宇宏	君
主任	花木賢太	君
主任	森麻衣子	君
会計年度任用職員	浅賀恵津子	君

事務局長	ただいまより令和6年第2回農業委員会全員協議会を開催したいと存じます。 それでは、会長、お願ひいたします。
会長	ただいまより、農業委員会全員協議会を開催いたします。 本日は、欠席者はいません。 署名委員は、10番 大谷委員、11番 高橋委員にお願いします。 それでは、協議・報告事項に入ります。 (1) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について 事務局より説明を求めます。
事務局	[事務局説明]
2番 後藤会長 職務代理者	5月16日に現地を確認しました。畑は枝豆とトマトなどが適正に栽培されていました。
11番 高橋委員	5月17日に現地を確認しました。素晴らしいほ場で、枝豆、長ねぎ、里芋、トウモロコシなどが栽培されていました。きちんと管理されて、お手本となるような農地でした。
会長	以上について、何かご質問等ございますか。
	[質疑なし]
会長	続きまして、 (2) 令和5年度最適化活動の点検・評価及び令和5年度農業委員会活動の実績報告について 事務局より説明を求めます。
事務局	[事務局説明]
会長	以上について、何かご意見やご質問等はございますか。

遊休農地の1号と2号について、もう少し詳しく説明をお願いします。

事務局

農地法第32条の規定によると、1号遊休農地とは、耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地とあります。例えですが、農振地域等にて農地が山林化してしまってしまい、どう農地に戻したら良いのか分からず、というレベルです。

2号遊休農地とは、農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められると定義されています。

遊休農地の判定はハードルが高いと言われています。実際には数年単位で農耕されていないレベルです。東京都の固定資産税関係部署の話では、遊休農地の状態がずっと続いてしまうと、生産緑地であっても課税が雑種地課税になることもあるそうです。生産緑地は固定資産税が軽減されていることをご存じの方もいらっしゃると思いますが、適正な肥培管理に努めなければなりません。

そもそも遊休農地自体、武藏野市には該当するものはありませんし、遊休農地の件とは少し反れます。ここで毎年の農地パトロールが大切になってくると思います。困っている農業者の方への相談や支援についても、農業委員会の役割であると考えています。

5番 北沢委員

(2)の「遊休農地の発生防止・解消」についてですが、農地パトロールの結果を記載して、遊休地がゼロである取り組みをしていることを、もっとアピールした方が良いと思います。

また、遊休農地をひとつ解消しても、また新規の遊休農地が発生した場合、プラスマイナスゼロになり、農水省からは農業委員会は何も取り組んでいないという評価になってしまいます。

事務局

遊休農地の1号2号は、東京都外や市街化区域外ならあるかもしれません、市街化区域内では当てはまらないので、0と記載するしかありません。東京都農業会議から記載を指定されているので、記載をアレンジすると

	混乱を招く可能性がありますが、農地パトロール等の活動を農業委員会の活動実績に入れることはできると思います。カッコ書きにて記載するのか、別途記載するのか、事務局で検討したいと思います。
5番 北沢委員	東京都農業会議が東京都の言う通りにしているのだと思います。
事務局	昨年の法律改正に伴い、市街化区域の報告については、東京都と東京都農業会議との間で調整して、このようになつたと聞いています。
12番 吉野委員	活動状況ですが、私の10月以降の実績が0になっています。毎月メールで報告していますが、カウントされていないということでしょうか。データとして正しく計上されていないということになりますので、調べてください。
14番 櫻井委員	報告忘れもあるかもしれません、私も数が少ないかもしれません。
5番 北沢委員	11月は0になっていますが、品評会があったので、皆さん活動されているのではないでしょうか。
8番 土屋委員	紙またはメールで報告しないとなりません。
事務局	この件につきましては、調査して改めて報告させていただきます。
会長	続きまして、 (3) 夏野菜品評会について 事務局より説明を求めます。
事務局	[事務局説明]
会長	以上について、何かご意見、ご提案等ございますか。
	[質疑なし]

会長 それでは7月4日に開催しますので、皆さまご協力を
お願いします。

続きまして、
(4) 農産物品評会について
事務局より説明を求めます。

事務局 [事務局説明]

会長 以上について、何かご意見やご質問等はございますか。

[質疑なし]

会長 実行委員会、よろしくお願いします。

続きまして、
(5) 生産緑地追加指定のための営農証明の申請受付
について
事務局より説明を求めます。

事務局 [事務局説明]

会長 以上について、何かご質問等ございますか。

11番 高橋委員 「対象者等」について、認定農業者または都市型認定農業者と記載がありますが、該当しない方は申請をすることができないということでしょうか。

事務局 武蔵野市のルールとしては、認定農業者または都市型認定農業者であることが前提となっております。

11番 高橋委員 解釈として、認定農業者または都市型認定農業者ではない農業者を武蔵野市は排除しようとしていると捉えて良いのでしょうか。

武蔵野市には認定農業者ではない方も大勢いますが、その方たちの意見を武蔵野市農業委員会は排除しようとしている表れなのか、ご意見を伺いたいと思います。排

除しようという意図でないのであれば、この一行は削除すべきではないでしょうか。武蔵野市のすべての農業者が申請できるように、窓口を広げるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

武蔵野市の農業者全員が認定農業者または都市型認定農業者になっていません。良い制度なら全員なっていると思いますが、なぜ全員がなっていないのか状況を事務局はどうのように考えていますか。白黒はっきりとつけてほしいです。それ以外の農家は農家として認めていないとは言いませんが、それなりの扱いですと言われているように感じます。

会長 生産緑地の追加指定をできるように議会に通した経緯があります。認定していただいた時に条件があったかもしれません。

11番 高橋委員 認定農業者は農地を残す意味では良い制度だと思いますが、武蔵野市の現状を考えると、認定農業者でないと申請をできないというのは意味がないです。間口を狭める必要があるのかと思います。他の委員の方のご意見をお聞きしたいです。

10番 大谷委員 認定農業者と都市型認定農業者以外の方は全体の何%ですか。

11番 高橋委員 半分以上の方がなっていないと思います。認定農業者はとても良い制度です。個人事業なので、新しいことをしたい時に補助金が出るのは助かると思います。なぜ認定農業者が少ないので、原因を突き詰めないのかと思います。私は都市型認定農業者ではないのですが、この制度ができる前から依頼されていますが、断っています。

9番 中村委員 なぜ断り続けているのですか。

11番 高橋委員 天候に左右される仕事です。昨年と同様に種蒔きして作付けをしても同じように出来ません。計画を提出しても計画通りには出来るものではありません。体力的なこともあります。計画と言われると敷居が高くなります。

農協での役割もあり会議等が重なって、作業が出来ない時もあります。人数が多い農家は出来るかもしれませんのが一人で営農して計画的にというのは、難しいのが現状です。同様の方は多いと思います。

12番　吉野委員

高橋委員のご意見はもっともだと思います。なぜこのような前提になったのか、議会に諮った際の議事録を確認して、どのような経緯でこのような設定になったのか解明しないと、話が進まないと私は思います。認定農業者を受ける受けないはまた別の問題です。高橋委員の疑念に同感です。

会長

全員が追加指定をしたいとなると、営農努力を認められるかどうかという問題はあると思います。測量をする必要があります。家を壊して畠にしたいという人もいますが、肥培管理ができているかの確認など、様々な作業が発生します。うまく答えられませんが、売上が上がる事が明確にできるのであればと思います。

5番　北沢委員

私は畠を持っていませんが、農業者の皆さんには持っている農地を、例えば、ここは生産緑地にしよう、ここは市街化農地にしよう等の計画があり、ほとんどの方がすべての農地を生産緑地にしないと思います。認定農業者になるか都市型認定農業者になるかは別として、皆さんそれぞれ計画があると思います。かつ、労働力や各家庭の事情があると思います。計画があるかないかということよりも、補助事業でもそうですが、皆さんに都市型認定農業者になったら良いのではないかと思います。

14番　櫻井委員

都市部に農地を残すためのひとつの手法として認定農業制度があり、都市型認定農業者については武蔵野市としてはハードルを下げた経緯があると思います。農地が減っている中で、行政からのバックアップがあれば農業を続けられるというサイクルに取り組んだと思います。

議会の中でどのような話がされたか分かりませんが、農業委員会として認定農業者の勧誘によって、武蔵野市に農業を残そうとしているアピールになった背景があると思います。認定農業者制度は、武蔵野市として農地を

守るために努力目標的な仕組みができたと思います。私は都市型認定農業者として農業をやっていこうと思っています。この表記を削除するのか、高橋委員の意見も一理あり、他の方の意見を聞かないのか、ここ全体の20年くらいの流れを見る必要があると思います。根本的には武藏野市の農業を残そうというのが流れだと思います。言葉の表現については吟味して、経緯は調査する必要はあると思います。

11番 高橋委員

認定農業者はハードルが高すぎます。農水省の考え方は、大規模に農業をやりましょうという、半工業製品のような考え方で動いていると思います。武藏野市の農業の規模や現状とはかけ離れてしまっていると思います。

14番 櫻井委員

武藏野市としての農業振興を今までの枠の中で考えてきたひとつ的方法だと思います。認定農業者ではない方にどうしていったら良いのかは今後の検討事項だと思います。

会長

追加指定については十数年前に導入されたと記憶しています。生産緑地追加条例として、過去に遡って議事録や書面を確認して、どうして認定農業者でないと申請ができないのか確認したいと思います。高橋委員のご意見も大事ですが、あまりに指定要件が甘いと玄関を開けたら生産緑地という方もいるかもしれないで、どこかで歯止めをかけなければという部分もあり、認定農業者または都市型認定農業者ということにしたのかもしれません。

事務局

高橋委員、ご意見ありがとうございます。
平成27年度頃から農地としての永続性を審査するために、持続可能な農業経営改善計画を認定要件として見始めているようです。会長の仰る通り、過去の経緯を確認してから改めて議論が必要だと考えています。

ここで事務局の考えを申し上げさせていただきます。市内の小さな農地の農家さんを排除する気は全くありません。具体例をあげますと、都市型認定農業者も小規模の農家さんも支援が受けられるように始めた制度です。

また、一昨年と昨年と実施した肥料の補助金についても、面積などに制限を付けずに幅広く皆さんにご活用いただきたいという趣旨で取り組んだものです。

追加指定については、過去の経緯からこのように記載をしていますが、武藏野市の農家さんを誰ひとり排除せずに応援したい気持ちであることを表明させていただきます。

よろしくお願ひします。

会長

次回までに確認してください。

事務局

次回の農業委員会で内規等、確認できる範囲でお見せしたいと思います。武藏野市の農業をより良くしてこうという趣旨であると思っていますので、よろしくお願ひします。

会長

状況を見て変えていくことも大事だと思います。
またよろしくお願ひします。

続きまして、

(6) 新規就業者奨励賞候補者について
事務局より説明を求めます。

事務局

[事務局説明]

会長

以上について、何かご質問等ござりますか。

[質疑なし]

会長

続きまして、

(7) 内田農業振興会農業功労者表彰候補者について
事務局より説明を求めます。

事務局

[事務局説明]

会長

以上について、何かご質問等ござりますか。

[質疑なし]

会長	続きまして、 (8) 行政視察の実施時期等について 事務局より説明を求めます。
事務局	[事務局説明]
会長	以上について、何かご質問等ございますか。 早めに進めさせていただきます。
事務局	[現時点での日程候補を確認] 次回の委員会では、他の日程で再確認します。
会長	最後に(9)その他 会議等日程 事務局より説明を 求めます。
事務局	[事務局説明]
5番 北沢委員	労災のパンフレットについてですが、東京都でも脚立 から落下した事故を良く聞きます。武藏野市内でもありますか。農協は6ヶ月ですが、労災は一生です。農家の 方の怪我や事故はあると思いますが、事務局では把握して いますか。
事務局	申し訳ありませんが、把握はしていません。
会長	怪我や事故はありますが、報告するルートがないのが 現状です。
14番 櫻井委員	労働災害ですと労働基準監督署に報告義務があります が、個人事業主の農家だと報告義務はありません。地方 は全農などで農業者の労災の集計を取っているところも あります。
5番 北沢委員	他府県は農協が労災の事務局をやっています。東京都 はありませんので集計されていません。怪我等は多いと思 うので、労災は独自に出来るので考えてもいいと思 います。

事務局	任意の保険ですので、どこまで把握できるか分かりませんが、JAとは定期的に情報交換を行っているので、組合員に確認しているのか、聞いてみたいと思います。
5番 北沢委員	ぜひ東京都農業会議の意見交換の際に意見として提出してほしいです。
会長	最後に委員の皆様や事務局から何かござりますか。 特になれば、以上をもちまして、本日の全員協議会を終了いたします。 この後に農地利用特別委員会にて、農家見学会の協議を行いますので、委員の方は引き続きよろしくお願いします。 ご協力ありがとうございました。

閉会時刻 午前10時55分